

## 新潟県内で就職活動等を行う際に、移動にかかる交通費や宿泊費を補助します。

県外に在住する学生の方が、新潟県内で就職活動やインターンシップを行う際に、住所地と県内の移動にかかる交通費や宿泊費に対して、補助を行います。

### 誰が補助金をもらえるの？

新潟県外にある大学等（大学（院）、短期大学、専門学校）に在学している学生の方が対象となります。

### どんな場合に補助金をもらえるの？

以下のいずれかに該当する活動のために来県する場合に、新潟県から補助金の交付を受けられます。

- ①就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う企業説明会に参加する。
- ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。
- ③就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う、採用試験または面接を受ける。
- ④新潟県内の企業が県内で実施するインターンシップに参加する。

### もらえる補助金はどれくらい？

学生の住所地と、目的地（県内企業など）を往復するためにかかった交通費（公共交通機関（原則：鉄道、バス、船舶、航空機）を利用した場合に限ります。）及び宿泊費のうち、1/2に相当する金額を、1万円を上限として補助します。ただし、学生1人につき、補助金を受けられるのは年度内に3回までです。

### どうやって申請するの？

申請書を作成した上で、必要な書類を添付し、新潟県に提出していただきます。詳しい方法や、手続きの流れは、裏面をご覧ください。

### お問い合わせはこちら

新潟県 産業労働観光部 労政雇用課 雇用対策班  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
TEL：025-280-5259 電子メール：ngt050050@pref.niigata.lg.jp

## 申請の流れ

補助金の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式の1）に必要事項を記入し、交通費及び宿泊費の額を証明できる書類を添付の上、提出してください。

以下は、新潟県との協定締結大学の学生の方が、申請する場合の流れです。

### 新潟県との学生U・Iターン就職促進に関する協定締結大学（平成29年8月2日現在 五十音順）

大妻女子大学（同短期大学部）、神奈川大学、神奈川工科大学、金沢工業大学、関東学院大学、京都産業大学、京都女子大学、京都橘大学、共立女子大学（同短期大学）、国土舘大学、駒澤大学、駒沢女子大学（同短期大学）、相模女子大学（同短期大学部）、実践女子大学（同短期大学部）、専修大学、大東文化大学、千葉商科大学、中央大学、帝京大学、東海大学、東洋大学、日本工業大学、明治大学、立正大学、立命館大学

### 申請書入手

・申請書は、県庁ホームページまたはいいがたUターン情報センターホームページでダウンロードできます。

◎県庁ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/>

「U・Iターン 交通費補助」で検索

◎いいがたUターン情報センターホームページ

<http://www.niigata-uturn.jp/>

※検索エンジンで、「いいがたUターン」で検索し、トップページにあるオレンジ色のバナーをクリック

・大学にも配付しています。

### 新潟県内での就職活動などを実施

### 申請書を作成

・交通費（往復分）及び宿泊費の金額が確認できる書類を申請書に添付してください。

・片道分のみ申請も可能ですが、その場合は片道分の交通費の1/2に相当する金額の補助となります。

・訪問先企業で、申請書の「7 訪問先企業 証明欄」に署名をもらってください。

大学の就職支援窓口（キャリアセンター等）で申請書の内容確認を受け、「5 協定大学確認欄」に押印してもらう。

### 申請書を県庁（労政雇用課）に提出

申請書を  
郵送する  
場合

〒950-8570（住所記載不要）  
新潟県産業労働観光部労政雇用課  
雇用対策班 あて

### 県が申請内容を確認の上、補助金を交付

・「6 補助金振込先」については、記載内容に誤りがあると補助金が振り込まれませんので、正確に記載していただきますようお願いします。

・事業の効果を把握するため、別途、就職状況の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

## ご注意ください。こんな場合は、補助金の対象外です。

- ①公務員試験（国、県、市町村）を受ける場合（説明会への参加を含む）。また、行政機関が実施するインターンシップに参加する場合
- ②自家用車など公共交通機関以外の手段や、タクシーを利用して移動する場合  
（※本人の事情に応じ、利用がやむをえない場合には、補助対象となることがありますので、あらかじめご相談下さい）
- ③国、県、市町村その他公的支援機関等から、同主旨の補助金の交付を別途受けている場合
- ④訪問先の企業から、交通費や宿泊費の全額支給を受けている場合  
（※一部支給を受けている場合は、その金額を差し引いた残りの金額の補助申請は可能です）

### ■申請期限 平成30年3月30日（金）必着（※）

※これまでの申請件数が想定を上回ることから、3月30日（金）必着分で受付を終了します。